

違法駐車等の防止を図るため、市民、事業者等と連携し、及び協力して行う
施策の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市違法駐車等の防止に関する条例（平成9年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）に基づく違法駐車等の防止を図るため、市民、事業者等と連携し、及び協力して行う施策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民等との連携等)

第2条 市長は、条例第3条の規定に基づく施策を実施するにあたり、市民、事業者等と連携し、及び協力してこれを行うよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じて市民、事業者等と連携及び協力についての協定を締結するものとする。

2 前項の規定により市民、事業者等と連携し、及び協力する場合は、市長及び市民、事業者等は、それぞれ次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 市長は、ステッカー、チラシその他違法駐車防止啓発活動に必要な用品を、市民、事業者等に支給する。
- (2) 市民、事業者等は、違法駐車等をしようとする者又は現にしているものに対し、違法駐車等をしないよう指導し、及び啓発を行う。
- (3) 市民、事業者等は、違法駐車等をしようとする者又は現にしているものに対し、その周辺における駐車施設に関する情報を提供する。

(従事者証の携帯等)

第3条 前条第2項第2号及び第3号に規定する活動に従事する者は、市長が発行する活動従事者証（別記様式第1号）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の活動に従事する者は、活動中、常に二人以上で行動するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。